

# 総務建設常任委員協議会報告書

開催日時：令和8年4月14日(火)

午後2時43分～午後3時

開催場所：会議室302

## 1 議決を得た損害賠償額の変更について

議決を得た損害賠償額の変更について、所管する土木課より説明を受け質疑を行った。

### 【説明の概要】

総務建設常任委員協議会において、令和8年3月定例会で議決された車両損害に関する「損害賠償の額の決定及び和解の件」について、積算内容に一部誤りがあることが判明した。そのため、適正な損害賠償額に訂正するため、議決した損害賠償額を変更する必要があるとの報告を受けた。変更内容としては、当初72万2,000円としていた損害賠償額を、レンタカー代、レッカー代、シートベルト修理代の未計上分31万8,318円を加え、104万318円へ変更するものである。なお、本件賠償額は、全国町村会総合賠償補償保険により全額補填され、公費負担は生じない。町は確認不足を陳謝し、今後は、見積書等の内訳との照合作業と複数人による照査を徹底し、審査体制を強化することや、保険代理店等との緊密な連携を図り、賠償範囲の解釈に疑義が生じないように、官民相互によるクロスチェック機能を徹底するなど、再発防止に努めると説明を受けた。なお、変更議案は5月臨時会に提出予定である。

# 総務建設常任委員協議会報告書

開催日時：令和8年5月19日（火）

午後2時40分～午後3時02分

開催場所：会議室302

## 1 固定資産税の課税誤りについて

固定資産税の課税誤りについて、所管する税務課より説明を受け質疑を行った。

### 【説明の概要】

税務課より、固定資産税に関する課税誤りについて説明を受けた。令和8年5月8日に発送した固定資産税・都市計画税納税通知書について、5月12日に納税義務者から税額に関する問合せがあり確認した結果、一部の償却資産において、耐用年数に伴う課税標準額の減額が正しく処理されておらず、前年と同額の税額となっていたことが判明した。税額に変更がある件数は163件、影響税額は合計2,116万2,400円である。原因は、課税システム操作時の誤りと最終確認不足によるもので、対象者には再計算後、5月13日と15日にお詫びの文書と正しい税額の納税通知書を送付した。今後は、確認体制や事務処理マニュアルを見直し、再発防止に努めるとの説明があった。

### 【主な質疑応答】

- Q** 今回の固定資産税に係る課税誤りについて、原因はどのようなものであったのか。また、なぜ確認段階で発見できなかったのか。
- A** 5月12日に納税通知書が届いた企業から「税額がおかしい」との問合せがあり、その後も同様の問合せが続いたことから原因究明を行ったところ、課税処理に誤りがあったことが判明した。今回、課税システムの操作誤りがあったため、本来とは異なる手順でデータ修正を行ったが、確認体制も不十分であり、結果として誤った課税につながった。今後はこのようなことがないように再発防止に努めていく。